

八王子支部会則

(目的)

第1条 一般社団法人東京都マンション管理士会(以下、本会という。)の「支部の設置等及び運営に関する細則」の定めるところにより、八王子市在住又は事務所が存するマンション管理士の活動を円滑に進めるために、八王子支部(以下、支部という。)の会則を定める。

(事務所)

第2条 支部の事務所は東京都八王子市に置く。

(事業)

第3条 支部は次の事業を行う。

- 一 定例会の開催
- 二 研修会、見学会及び情報交換会等の開催
- 三 相談会の開催
- 四 八王子市及び関連諸団体への協力
- 五 公的機関からの調査・研究業務等の受託
- 六 その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する業務

(支部会員)

第4条 支部会員とは、本会会員で支部の事業活動に賛同するもので、支部長に所定の届出(会則別紙様式第1)を提出した者とする。

- 2 支部会員は本会を退会するとき及び住所又は事務所所在地の変更により支部を異動するときは、1か月以上前に所定の退会・異動届(会則別紙様式第2)を支部長に提出しなければならない。

(支部会費)

第5条 支部会員は事業活動を行う経費として、年額6,000円の支部会費を納入しなければならない。ただし、初年度は免除する。

- 2 事業年度の途中で支部会員になった者は、残りの月数(当月分を含む。)に500円を乗じた額を納入する。
- 3 一度納入した支部会費は返還しない。
- 4 支部会費を所定の期限内に納入しない者は、支部活動に参加しないものとみなす。

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------|
| 一 支部長 | 1名 |
| 二 副支部長 | 1名 |
| 三 会計幹事 | 1名 |
| 四 幹事 | 2名以内 |

五 会計監査 2名以内

- 2 任期は2期2年とし、事業年度終了後の定期総会日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 役員に欠員が出た場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は次の通りとする。

- 一 支部長は支部を代表し会務を統括する。
- 二 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長を代行する。
- 三 会計は支部出納一切の事務を担当する。
- 四 会計監査は支部の会計事務を監査する。
- 五 幹事は支部長の指示した職務を行う。

(支部総会)

第8条 支部総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回事業年度開始日から3か月以内に開催する。臨時総会は必要に応じて開催する。

- 2 支部総会は支部長が招集する。
- 3 支部長は、支部総会の開催日時、場所及び議案を開催日の2週間前までに支部会員に対して発送しなければならない。
- 4 議長は支部長又は支部長が指名した者が務める。
- 5 議事録は議長が指名した者が作成し、議長及び支部会員2名がこれに署名・押印するものとし、支部長が保管する。

(議決権)

第9条 支部会員は1の議決権を有する。議決権は書面又は代理人(支部会員に限る)によって行使できる。

(支部総会の決議事項)

第10条 支部総会は次の事項を決議する。

- 一 会則の変更・廃止
- 二 事業報告及び収支決算報告
- 三 事業計画及び収支予算
- 四 役員を選任・解任
- 五 支部会費及び費用弁償の金額
- 六 役員会で支部総会の決議が必要とされた事項

(支部総会の決議方法)

第11条 支部総会の決議は、支部会員総議決権数の過半数で決する。ただし、会則の変更・廃止は総議決権数の3分の2で決する。

(役員会)

第12条 役員会は支部長、副支部長、会計幹事及び幹事をもって構成する。

- 2 役員会は支部長が招集する。
- 3 役員会は支部長を含む役員半数以上が出席しなければ開催できない。
- 4 議事録は支部長が指名した者が作成し、議長及び役員2名がこれに署名・押印するものとする。

(役員会の決議事項)

第13条 役員会は、次の事項を決議する。

- 一 支部総会議案書案
- 二 支部の財産管理に関すること
- 三 支部運営における軽易な事項
- 四 支部総会で付託された事項

(役員会の決議方法)

第14条 役員会の決議は、出席者の過半数で決する。

(費用弁償)

第15条 支部会員は、次の費用弁償を受けることができる。

- 一 支部事業活動のために出張する交通費(実費相当分)
- 二 支部主催又は共催のセミナー等の講師料(40,000円以内/回 交通費含)
- 三 支部主催又は共催の相談会の相談員料(10,000円以内/回・人 交通費含)
- 四 役員手当

支部長：月額10,000円 副支部長：月額2,500円 会計幹事：月額5,000円
幹事：月額1,000円 会計監査：1期分3,000円

- 五 その他役員会で承認した費用

(事業年度)

第16条 支部の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、初年度においては平成27年8月1日から平成27年12月31日までとする。

(寄付金)

第17条 支部は運営のために支部会員に寄付金を募ることができる。

(残余財産の帰属)

第18条 支部が解散する時の残余財産の帰属については支部総会の決議により決める。

附則

第1条 この会則は、平成27年8月1日より発効する。

- 2 この会則は、平成28年3月5日より発効する。

支部活動参加届

(一社) 東京都マンション管理士会 八王子支部
八王子支部長 殿

私は、八王子部会の活動に平成 年 月より参加したいので届出ます。

平成 年 月 日

氏名

本人情報欄	
住所	〒
生年月日	西暦 年 月 日
TEL	
FAX	
携帯電話	
携帯アドレス	
PC アドレス	
特記事項	

退会・異動届

(一社)東京都マンション管理士会 八王子支部
八王子支部長 殿

*カッコ内の該当する所に丸印をしてください。

私は、平成 年 月 日より(本会を退会致します・支部を異動します)
ので、届け出ます。

平成 年 月 日

氏名